

2024年4月22日
株式会社 山梨中央銀行

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた対応について

株式会社山梨中央銀行（頭取 古屋 賀章）は、官民一体となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向け、下記のとおり対応いたします。

当行は、今後もお客さまにより一層ご満足いただける商品・サービスの提供に努めてまいります。

記

1. 当座預金の新規口座開設の中止

実施日：2024年7月1日（月）

※ すでに当座預金口座をお持ちのお客さまは、引き続きご利用いただけます。

2. 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立の受付中止

実施日：2024年7月1日（月）

・2027年4月以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手）につきまして、期日管理を行う代金取立の受付を中止いたします。

・該当の手形等をお持ちのお客さまで、代金取立を希望される場合は、2024年6月28日（金）までにお取引店でお手続きください。

・実施日以降、該当の期日の手形等につきましては、支払呈示期間中にお取引店でご入金をお願いいたします。

現在、政府の方針に基づき、金融界では「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標としております。

電子化により、手形・小切手をはじめとする書面・押印・対面手続きの省力化や管理コストの削減、紛失・盗難リスクの回避など、支払側・受取側双方にメリットがございます。

当行では、手形・小切手に代わる決済方法として、電子記録債権（山梨中銀でんさいサービス）およびインターネットバンキング（山梨中銀 Biz ダイレクト）をご用意しておりますので、電子的決済手段への移行をご検討いただきますようお願いいたします。

＜お客さまからのお問い合わせ先＞

山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター

【電話】0120-^ふ201862^に（照会コード：9）

【受付時間】月曜日～金曜日 9:00～17:00（ただし、祝日・12/31～1/3は除きます。）

以上